

児童福祉事業の取扱いについて（案）

保育料については、原則として、各務原市の現行制度に統一するものとする。

ただし、平成17年度より最長3年間の不均一保育料とし、段階的に調整する。

「放課後児童対策事業」と各市町で実施しているその他の児童福祉事業については、新市においても引き続き実施する。

# 調整方針

## 専門部会 福祉部会

### 協議細目 児童福祉事業

### 各種事務事業の取扱い

調整の方針  
 保育料については、原則として、各務原市の現行制度に統一するものとする。ただし、平成17年度より最長3年間の不均一保育料とし、段階的に調整する。「放課後児童対策事業」と各市町で実施しているその他の児童福祉事業については、新市においても引き続き実施する。

### 項目 各務原市 川島町 調整方針

年齢・階層	各務原市	川島町
年齢 階層	3歳未満児・3歳児・4歳以上児 11階層	乳児・1,2歳児・3歳児・4歳以上児 10階層
同一世帯から2人以上の児童が入所している場合	B1～ D2 階層 D3～ D6 階層	第2～ 第4 階層 第5～ 第8 階層
	最も年齢が高い児童 第2子 第3子以降 最も年齢が低い児童 第2子 上記以外の児童	最も年齢が高い児童 第2子 第3子以降 最も年齢が低い児童 第2子 上記以外の児童
	全額 半額 無料 全額 半額 無料	全額 半額 10分の1 全額 半額 10分の1

階層	定義	3歳未満児		4歳以上児
		乳児	1・2歳児	
A	生活保護世帯	0	0	0
B0	市民税非課税世帯で 母子・父子・在宅障害者家庭	0	0	0
B1	市民税非課税世帯	7,000	5,300	5,300
C0	市民税課税世帯で 母子・父子・在宅障害者家庭	15,000	12,200	12,200
C1	市民税課税世帯	16,000	13,500	13,500
D1	所得税30,000円未満	23,000	20,000	20,000
D2	30,000～64,000円未満	29,000	24,000	22,600
D3	64,000～120,000円未満	36,000	26,400	24,100
D4	120,000～160,000円未満	43,500	26,400	24,100
D5	160,000～408,000円未満	52,500	27,500	25,600
D6	408,000円以上	54,000	28,400	26,500

階層	定義	3歳未満児		4歳以上児
		乳児	1・2歳児	
第1	生活保護世帯	0	0	0
第2	町民税非課税世帯 母子・父子・在宅障害者家庭	0	0	0
第2	町民税非課税世帯	4,200	3,000	3,000
第3	町民税課税世帯 母子・父子・在宅障害者家庭	10,400	7,800	7,800
第3	町民税課税世帯	11,400	8,800	8,800
第4	所得税40,000円未満	18,800	15,200	15,000
第5	40,000～140,000円未満	21,800	17,800	17,400
第6	140,000～370,000円未満	37,000	29,000	25,400
第7	370,000～510,000円未満	54,000	31,000	27,000
第8	510,000円以上	68,000	33,000	28,000

国徴収基準額	94,215千円
市保育料	336,627千円
軽減額	94,871千円
軽減率	21.99%

  

国徴収基準額	94,215千円
町保育料	57,439千円
軽減額	36,776千円
軽減率	39.03%

国徴収基準額	431,498千円
市保育料	336,627千円
軽減額	94,871千円
軽減率	21.99%

  

国徴収基準額	94,215千円
延べ入所人員	延べ入所人員 3,475人

### 1 保育料に関すること

同一世帯から2人以上の児童が入所している場合の取扱いは、平成16年度の現行制度のとおりとし、平成17年度以降は、最長3年間の不均一保育料を実施する。

# 調整方針

## 専門部会 福祉部会

協議項目		協議細目		調整方針
項目	各種事務事業の取扱い	各務原市	川島町	針
2. 放課後児童 対策事業に関する こと	事業名	各務原市学童保育室	川島町放課後児童クラブ	放課後児童対策事業に ついては、新市において も各市町の事業を継承す る。
	事業目的	市立小学校低学年児童のうち、放課後、家庭において保護者の適切な監護が得られない児童の健全な育成を図るため学童保育室を設置・運営している	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童に対し、授業の終了後に児童厚生施設等を利用して、適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ることを目的とする	
	保育時間	・放課後から午後5時まで ・夏休み中は、 9：00～16：30	・放課後から午後7時まで ・夏休み中は、 8：30～19：00	
	休室日	・土曜日、日曜日、祝日、冬休み ・4月1日～4月5日	・日曜日、祝日、年末年始	
	保育料	月額4,000円 ※免除規定有り	(利用者が私立保育園へ実費払い)	
	保育室	・年度当初において10名以上で開設 ・平成15年度は14学童保育室 (市直営で14小学校、空き教室利用)	私立保育園へ委託している ・川島保育園 定員40名 ・川島東保育園 定員30名	
	その他	・平成14年度決算額 歳入 29,600,621円 歳出 41,948,446円 ・指導員配置 平成15年度は30名 (国の基準にて配置)	・委託料(平成14年度) 3,360,000円	
	各務原市で実施している事業	・家庭児童相談業務事業 ・子ども館事業		
	川島町で実施している事業		・一時保育事業 ・コミュニティママ子育てサポート事業	
	3. その他の児童福祉事業	各務原市で実施している その他の児童福祉事業に ついては、新市において も事業を継承する。		

※ 児童手当、児童扶養手当制度など、両市町が同一基準にて実施している事業は、調整を必要としないため省略し、新市においても同様に実施する。

農林水産関係事業の取扱いについて（案）

農林水産関係事業については、原則として、各務原市の現行制度とし、新市においても引き続き実施するものとする。

# 調整方針

## 専門部会

協議項目		各種事務事業の取扱い		協議細目		農林水産関係事業	
調整の方針		農林水産関係事業については、原則として、各務原市の現行制度とし、新市においても引き続き実施するものとする。					
項目	区分	各務原市	川島町	調整方針			
1. 農業振興地域	計画名	各務原市農業振興地域整備計画		各務原市の現行のとおりとし、農業振興地域整備計画を新市において策定する。			
	指定年月日	昭和48年3月31日		各務原市の現行のとおりとし、農業振興地域整備計画を新市において策定する。			
	整備計画指定年月日	昭和49年3月30日		農業振興地域整備促進協議会について、新市において新たに設置する。			
	農業振興地域面積(農地)	3.026ha (1.322ha)					
	農用地区域	831 ha					
	協議会	農業振興地域整備促進協議会					
2. 水田農業経営確立対策事業	水田面積	635.0 ha		なし			
	生産調整目標面積	266.0 ha					
	生産調整実施面積	286.5 ha					
	達成率	107.7 %					
3. 農地取得	下限面積(岐阜県知事告示)	3,000 m <sup>2</sup>		1,000 m <sup>2</sup>		農地取得の下限面積は、県告示のままでとする。	
	田畑(10aあたり)	11,000円 10,000円		なし		標準小作料については、地域の現状を踏まえ、新市の農業委員会において調整する。	
5. 市民農園	設置場所	蘇原希望町 25 区画 鵜沼朝日町4丁目 42 区画 鵜沼朝日町5丁目 47 区画		松原町 24 区画		両市町の現行のとおりとし、条例を新市において制定する。	
	面積(1区画あたり)	30 m <sup>2</sup>		50 m <sup>2</sup>			
	年間使用料(1区画あたり)	5,000 円		8,000 円			
	林道維持整備事業	・林道(10路線、1,888m)の管理 ・県単寒洞林道開設事業等		なし		各務原市の現行のとおりとし、新市においても引き続き実施する。また、森林整備計画を、新市において策定する。	
6. 林務関係事業	森林整備事業	・伊木山整備事業 ・公的森林整備事業等		なし			
	森林整備計画	長良川地域森林計画		なし			
7. 農業土木事業	計画期間	平成13年4月1日～ 平成23年3月31日		なし		各務原市の現行のとおりとし、新市においても引き続き実施する。	
	農道整備事業	・農業用道路・用排水路等整備事業		なし			
8. 畜産事業	かんがい排水事業	・県営かんがい排水事業(各務原地区) ・羽島用水地中パイプライン化促進事業等		なし		各務原市の現行のとおりとし、新市においても引き続き実施する。	
	畜産業戸数	養鶏、酪農、養豚等 15 戸		なし			
	家畜診療所	各務原市家畜診療所		なし			
	畜産推進事業	・家畜排せつ物処理施設設置事業等		なし			